

# 児童手当・特例給付現況届の提出について

## 1 提出方法

郵送または持参（出張所、区民サービスセンターでは受付できません。）

【提出先】 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1（区役所4階）  
渋谷区役所 子ども家庭部 子ども青少年課 子育て給付係

新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすため、郵送での提出にご協力をお願いします。

## 2 提出書類

### （1）児童手当・特例給付現況届 【すべての方】

現況届の印字内容は、令和2年度児童手当・特例給付現況届等に基づき、作成しています。

令和3年6月1日の状況で確認していただき、訂正がある場合は、朱書きで訂正してください。

訂正内容によっては、書類の提出が必要になる場合があります。その際は別途ご案内いたします。

確認・訂正後、右上欄に提出年月日を記入して提出してください。（押印は不要です。）

### （2）健康保険証の写し(共済組合員証の表面のコピー) 【該当する方】

次の『』に該当する受給者の方は、健康保険証の写し(共済組合員証の表面のコピー)を添付してください。

『国家公務員共済組合や地方公務員等の共済組合に加入されている方(被扶養者の方を除く)』

※この場合、健康保険証のコピーは「受給者の方のもの」で、お子さんや配偶者の方のものではありません。

※上記『』に該当する方の例として、独立行政法人や国立大学法人の職員の方、国・地方自治体から民間企業・公益的法人に派遣されている職員の方、日本郵政共済組合に加入している方などで、共済組合員証をお持ちの方です。

公務員の方の児童手当は勤務先から支給されることになっています。公務員になられた方は、至急、裏面問合せ先にご連絡ください。

※健康保険証のコピーは、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング(塗りつぶす等)して提出してください。

☆次の健康保険証をお持ちの方は、原則として、健康保険証等のコピーは提出不要です。

- ・勤務先の健康保険組合や全国健康保険協会発行の健康保険被保険者証
- ・私立学校教職員共済加入者証
- ・国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証

なお、原則として健康保険証等のコピーが提出不要な方であっても、マイナンバー制度による情報連携で受給者の方の年金情報が確認できないときは、健康保険証等のコピーの提出が必要になります。

### （3）児童手当・特例給付 別居監護申立書 【該当する方】（この申立書は、全員の方に同封していますので、ご了承ください。）

お子さんの住所が受給者の方の住所と異なる場合は、「児童手当・特例給付 別居監護申立書」(別添)が必要です。

渋谷区の住民基本台帳やマイナンバー制度による情報連携でお子さんの情報を確認できないときは、お子さんの住民票(続柄の記載のあるもの)の提出が必要になる場合があります。

### （4）所得確認に関する書類 【該当する方】

児童手当には所得制限(裏面参照)がありますので、受給者の方と配偶者の方の所得確認が必要になります。

令和3年1月1日の住所	提出書類等
日本国内 (日本国内に住民登録されていた方)	<b>原則として、提出書類はありません。</b> ・令和3年1月1日時点の住所が渋谷区でなかった方は、現況届の「本年1月1日時点の住所」欄にそのときの住所を記入してください。 ・税金の申告をされていない場合は、税金の申告が必要になります。 ・渋谷区の課税資料やマイナンバー制度による情報連携で所得情報を確認できないときは、住民税課税(非課税)証明書の提出が必要になる場合があります。
海外 (住民登録上で海外転出されていた方)	日本国籍の方は、 <b>戸籍の附票</b> ・海外転出の経過がわかる戸籍の附票が必要になります。戸籍の附票は本籍地の区市町村で発行します。 外国籍の方は、 <b>パスポートのコピー</b> ・顔写真のページと出入国スタンプのあるすべてのページが必要です。 ※令和2年1月1日、令和3年1月1日も海外にお住まいで、認定請求書提出時に戸籍の附票またはパスポートのコピーを提出済の方は、今回の提出を省略できます。 現況届欄外左下に「戸籍の附票(またはパスポートのコピー)提出済」と記入してください。

裏面もご覧ください。

**(5) 次のいずれかに該当する方 「 」内の書類を提出してください。**

- ・離婚協議中で配偶者(所得の高い人)と別居していて、お子さんと同居している方  
「児童手当等の受給資格に係る申立書」(別添)
- ・お子さんが海外留学されている方(お子さんの住民登録が海外転出となっている方)  
「児童手当等に係る海外留学に関する申立書」(別添) と 「在学証明書等留学の事実を証明する書類※」
- ・受給者の方が未成年後見人である方  
「児童手当等の受給資格に係る申立書(未成年後見人)」(別添) と 「お子さんの戸籍抄本」
- ・父母が海外に住んでいて、受給者の方が父母指定者である方  
「父母の居住証明書等、父母の海外居住状況が分かる書類※」

上記書類のうち証明書類は、発行日が令和3年6月1日以降のものに限ります。

※印の書類で外国語のものは、親族以外の第三者の方が訳した翻訳書(訳者の署名が必要)も必要になります。

## 所得制限のご案内

受給者の方の所得が所得制限限度額(下表参照)以上の場合は、お子さんの年齢に関わりなく、**特例給付として一律児童1人当たり月額5,000円**の支給となります。

令和3年度児童手当(令和3年6月～令和4年5月支給分)の所得判定は、受給者の方の令和3年度住民税に係る所得金額(令和2年中の所得)で行います。

父母の合算額ではありません。受給者は、父母のうち所得の高い方になります。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

- 1 所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、上記の額に70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額
- 2 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

問合せ先 渋谷区 子ども家庭部 子ども青少年課 子育て給付係  
電話 03(3463)2558(直通)

ホームページアドレス <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/>

現況届に関する結果等のお知らせがお手元へ届くまでに、現況届受付後2か月から3か月程度を要することがありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。